

坂出市学校再編整備計画素案

1. 基本方針

小・中学校の適正規模※1を12学級～18学級とする。小規模および過少規模の学校は、通学距離を勘案するとともに、校舎の長寿命化改修の切迫度および、今後の児童生徒数の減少に応じて、段階的に再編整備の対象とする。再編整備の際には、小中一貫・義務教育学校※2での対応も検討する。

※1 学校教育法施行規則第17条・第55条（学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。）

※2 現在、小中一貫教育の制度としては、「小中一貫型小学校・中学校」と「義務教育学校」の2つの形態があるが、いずれの形態の学校においても小中一貫教育の導入により、児童生徒の学習、生徒指導面、教職員の協働という点で高い成果を上げていると認められている。施設形態としては、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3つのタイプがある。

2. 再編の基準

＜学校規模の観点＞

- ① 11学級以下の小・中学校（小規模校・過少規模校）は、再編整備の対象とする。
- ② 通学距離は、小学校にあつては4km以内を目安とし、中学校にあつては6km以内を目安とする。
- ③ 再編整備に当たって通学距離が一定以上となる場合には、スクールバス等の通学支援または通学助成の施策を講じる。なお、保護者負担が重くならないよう十分に配慮する。
- ④ 離島の交通事情など地域の実情を考慮した再編整備とする。

＜校舎の長寿命化に係る切迫度の観点＞

- ① 築後50年以上の校舎は早い段階において建替えを計画する。
- ② 築後40年以上50年未満の校舎は、上記①に引続いて建替えもしくは長寿命化を検討する。
- ③ 上記以外の校舎は計画的年次的に長寿命化工事を行う。
- ④ 校舎等の「建替え」の対象校は、学校再編整備を行う学校で将来にわたり校地として残る学校とする。

3. 再編基準に基づいた学校再編整備計画素案

■小中一貫・義務教育学校での再編整備案

時期	前期（概ね5年程度を目途）	後期（概ね10年程度を目途）	その他検討要素
	考えられる再編整備の組合せ （検討事項）	考えられる再編整備の組合せ （検討事項）	
小中一貫・義務教育学校	■東部小＋金山小＋東部中 ■東部小＋金山小＋西庄小＋東部中	■林田小＋加茂小＋府中小＋松山小＋白峰中 ■林田小＋加茂小＋府中小＋松山小＋西庄小＋白峰中	※西庄小は距離的な観点から、再編整備の組合せについて検討が必要。
		■川津小＋坂出中＋坂出小（分離型）	※坂出小は建設年度も新しく、校舎の耐用年数もあるため、分離型の小中一貫・義務教育学校としての運用を検討。

※再編整備の組合せでは既存校区を考慮しながら、必要に応じて通学距離等を勘案し、自由校区についても検討の余地がある。

■学校種毎の再編整備案

時期	前期（概ね5年程度を目途）	後期（概ね10年程度を目途）	その他検討要素
	考えられる再編整備の組合せ （検討事項）	考えられる再編整備の組合せ （検討事項）	
小学校	<p>■東部小＋金山小</p> <p>■東部小＋金山小＋西庄小</p>	<p>■林田小＋加茂小＋府中小＋松山小</p> <p>■林田小＋加茂小＋府中小＋松山小＋西庄小</p>	<p>※西庄小は距離的な観点から、再編整備の組合せについて検討が必要。</p>
中学校	<p>■坂出中＋東部中</p>		